

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

2020年11月17日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I : 該当なし

区分 II : 該当なし

区分 III : 該当なし

その他: 8 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	発見日
1	3号機	非常用ディーゼル発電設備燃料油系軽油タンク(A)において、タンク側面マンホール継手部の下部に油の滴下痕(臭い、ぬめりから軽油と判断)が認められたため、当該継手部を点検・修理。 なお、応急処置として滴下痕箇所に受皿設置済。現在、滴下は確認されていない。	GⅢ	11月15日
2	3号機	消火系屋内消火栓設備タービン建屋1階南側通路(主油タンク室前)屋内消火栓(T-22)元弁において、シート部に漏えい(非放射性水)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	11月12日
3	4号機	廃棄物処理補機冷却海水系渦流フィルタ入口ベント弁において、動作不良(開固着)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	11月13日
4	3・4号廃棄物処理設備	低電導度廃液系受タンク(A)から(B)への切替において、低電導度廃液系受タンク(B)復水脱塩装置側入口弁の動作不良(全開とならない)が認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、低電導度廃液系受タンク(A)及び(C)により廃液処理を行えるため問題ない。	GⅢ	11月13日
5	3・4号廃棄物処理設備	除染廃液系受タンク(B)から(A)への切替において、除染廃液系受タンク(A)除染場側入口弁の動作不良(全開とならない)が認められたため、当該弁を点検・修理。 なお、除染廃液系受タンク(B)により廃液処理を行えるため問題ない。	GⅢ	11月13日
6	3・4号廃棄物処理設備	固化系乾燥機(A)供給流量指示計において、指示値不良(指示値ふらつき)が認められたため、当該指示計を点検・修理。	GⅢ	11月13日
7	3・4号廃棄物処理設備	消火系屋内消火栓設備廃棄物処理建屋3階エレベーター前屋内消火栓(FHRW-22)の弁(上下2箇所の内、下段側の弁)において、シート部に漏えい(非放射性水)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	11月16日
8	その他	一次水処理設備の空気圧縮機と空気貯槽の間に設置されている脱湿器入口配管において、ピンホール(3箇所)が認められたため、当該配管を点検・修理。 なお、応急処置としてピンホール箇所にシリコンテープの巻付けを実施。現在、空気は漏えいしていない。	GⅢ	11月13日